

お気軽にお申し込みください！

任意後見制度等についての学習会を開催します！

日時：平成29年12月5日(火)

14:00~16:00

場所：八尾市立社会福祉会館 1階 会議室

(八尾市本町2-4-10)

対象：市内在住・在勤の方

参加費：無料

・任意後見制度
・財産管理委任契約
・公正証書遺言 等
→自分が、親族が、知人が、今後判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ利用できる制度についてご講演いただきます！

テーマ：「 任意後見制度等について 」

講師：八尾法律事務所 弁護士 今村 美佳 氏

成年後見制度とは…

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

種類：判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ契約により後見人を決めておく

→任意後見制度

判断能力が不十分になってから、家庭裁判所によって申立てを行い、後見人等が選ばれる

→法定後見制度

お名前	ふりがな
ご住所	八尾市
電話番号	

★申し込み・問い合わせ先★

八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター

電話：072-991-1161

FAX：072-924-0974

※ご記入後、FAXください。